

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年8月20日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

まず「1.原子力規制委員会について」。

(1) 第23回原子力規制委員会、議題は8つございます。それぞれご説明いたします。

議題1「『原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案』に係る原子力規制委員会の意見について」。こちらは、オフサイトセンターを指定する要件を定める内閣府令がございます。これにつきまして、内閣府が核燃料施設等に係るオフサイトセンターの要件の改正を検討しており、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会に改正案の意見照会があったことから、その回答案についてお諮りするものです。

続きまして、議題2「関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）－所内常設直流電源設備（3系統目）の設置、重大事故対処設備及び体制の一部変更－」。こちらは、関西電力・高浜発電所のまず1号機と2号機に係る3系統目の常設直流電源設備の設置や、また、3号機と4号機に係る海水注水用の設備の変更といった設置変更許可について審議し、原子力委員会と経済産業大臣への意見聴取についてお諮りするものです。

続きまして、議題3「九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）－原子炉安全保護計装盤等の更新－」。こちらは、九州電力・玄海原子力発電所3号機と4号機の安全保護回路の一部デジタル化に関する設置変更許可について審議し、原子力委員会と経済産業大臣への意見聴取についてお諮りするものです。

続きまして、議題4「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則の制定及びこれに対する意見募集の結果について」。こちらは、成年被後見人に関する原子力規制委員会規則案につきまして、意見公募が終了したことから、その結果を

報告するとともに、同規則の制定についてお諮りするものです。

続きまして、議題5「平成30年度実施施策に係る政策評価書及び令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表等について（案）」。こちらは、法律名を申し上げますと「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、この法律に基づきまして平成30年度の政策評価書と令和元年度の事前分析表の案を報告し、その決定についてお諮りするものです。

続きまして、議題6「日本原燃株式会社再処理施設の新規制基準適合性審査における航空機落下確率評価等に関する今後の審査方針について」。こちらは、7月3日の第16回規制委員会で議論のあった今後の審査方針の論点のうち、残っていました航空機落下に関する審査方針案について報告し、了承をいただくものであります。

続きまして、議題7「令和元年度第1四半期の保安検査の実施状況等について」。こちらは、令和元年度4月、6月に実施した保安検査の結果を報告するものです。

続きまして、議題8「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（NSRR）の消火設備の設計及び工事の方法に対する認可に係る審査について」。こちらは、日本原子力研究開発機構（JAEA）の原子力科学研究所の原子炉安全研究炉（NSRR）に係る消火設備の設計工事方法認可について、報告を行うものです。

続きまして、その下になります。（3）第25回原子力規制委員会 臨時委員会、これは8月28日水曜日13時30分から開催されます。これは関西電力株式会社経営層、社長と副社長を予定しておりますが、との意見交換を行うものであります。

なお、関西電力からの説明内容については、現時点で未定となっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、2ページ「2. 検討チームの会合、会見などについて」。

一番上の8月20日火曜日、（1）第18回原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合。こちらは対応が山形緊急事態対策監になります。これは前回の定例ブリーフィングで午前中に開催する旨をお話ししておりましたが、開催時間が午後に変更されましたので、念のため申し上げるものです。

続きまして、8月21日水曜日、（4）第297回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合。こちらは、7月29日に開かれました審査会合を踏まえまして、線量評価に関する考え方について、事務局から説明を行うものです。

続きまして、8月22日木曜日、（5）第757回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。こちらは議題1つだけとなっておりますけれども、3つございます。それぞれ申し上げます。

1つ目が、四国電力・伊方原子力発電所3号機の乾式キャスクに係る設置変更許可につきまして、6月18日の会合を踏まえて、規制委員会としての考え方を説明するものです。

2つ目が、九州電力・川内原子力発電所1号機と2号機について、特別重大事故等対処施設の保安規定変更認可申請の概要について、事業者から説明を受けるものです。

ちょっと補足しますと、今回はあくまで特別重大事故等対処施設の保安規定の変更の

概要のみの説明を受けるものですので、公開の会合で行うこととなっております。

3点目が、中国電力・島根原子力発電所2号機の設置変更許可につきまして、3月14日と5月30日の会合のコメント回答を受けるものです。

(5) につきましては、以上の3点が実際の議題となっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、3ページの一番上となります。(6) 第1回非常用ディーゼル発電機過給機の点検に係る意見交換。こちらは対応が武山安全規制管理官（実用炉監視担当）となっております。こちらは6月19日の第13回原子力規制委員会におきまして、定例試験中に出力が低下した非常用ディーゼル発電機がございまして、それと同様の構造の過給機、過給機とはターボチャージャーのことらしいです。過給機を有する発電機につきまして、必要があれば対策を求めることとされました。それを踏まえまして、今回、事業者から今後の点検計画につきまして聴取するものです。

続きまして、その下、8月23日金曜日、(7) 第758回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合。こちらは、4月26日の会合で日本原子力発電・敦賀発電所の基準地震動が見直されたことを受けまして、事業者から今後の対応について説明を受けるものです。

続きまして、8月26日月曜日、(9) 第298回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合。

こちらは、1つ目の議題が、8月5日の会合のコメント回答を受けるものです。

また、議題の2つ目は、8月1日の会合のコメント回答を受けるものと聞いております。

最後となりますが「3.その他」で、(1) 核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に関する法改正事項説明会。こちらは対応が、説明が核燃料施設等監視部門の熊谷統括監視指導官になります。これは2月にも、新検査制度の実施を踏まえた説明会を、こうした少量の核燃料物質や核原料物質を使用する者、事業者に対しまして説明会を実施しております。今回は新検査制度に関するその後の進捗があったことから、第2回目の説明会を行うものであります。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。御質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—